

豊情個審答申第43号
平成26年(2014年)3月31日

豊中市長
浅利 敬一郎様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野 久美子

豊中市情報公開条例に基づく行政文書部分開示決定処分について
(答申)

平成25年8月19日付け諮問第36号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「面接記録表（平成 25 年 5 月 9 日分）」を部分開示とした決定処分は、妥当である。

第二 異議申立ての経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 25 年 5 月 13 日、豊中市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書の名称又は内容を「平成 25 年 5 月 9 日に、生活福祉課（生活保護）を担当している■■■■■（職員名）に対する苦情に関して、作成された行政文書一切」とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、同年 5 月 27 日、本件開示請求に係る行政文書を「面接記録表（平成 25 年 5 月 9 日分）」（以下「本件文書」という。）と特定し、「面接記録表に記載された収入状況及び相談内容は、個人に関する情報であるため開示できません」との理由を付して、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、本件処分にあたり、『請求書には、■■■■■（職員名）」との表現を使っておられますが、当福祉事務所には「■■■■■（職員名）」という職員はおりません。平成 25 年 5 月 9 日の電話相談記録が 1 件しか無く、この文書を特定しました。』との文言を付している。

3 異議申立て

異議申立人は、同年 6 月 25 日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 審査会への諮問

実施機関は、同年 8 月 19 日、条例第 18 条の規定に基づいて豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件異議申立てについて諮問した。

第三 異議申立ての趣旨

実施機関が行った本件処分を取り消し、公務員以外の個人名を除き、本件文書を開示するよう決定を変更することを求める。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、異議申立書及び反論書の内容をまとめると以下のとおりである。なお、口頭意見陳述については、異議申立人からの申し出がなされなかったため、実施していない。

- 1 不開示とされた部分について、個人名を消すなど特定の個人を識別することができない状態とすれば、個人情報に該当せず、開示が可能である。
- 2 部分開示された行政文書は、虚偽である。
- 3 一部開示されているため、条例第 7 条第 1 号アに該当する。また、生活保護に係る事務が適正に行われておらず、公務員の犯罪行為により、市民の人権が侵害されているため、同号イに該当する。さらに、公務員の職務遂行に関する内容については開示すべきであるから、同号ウに該当する。
- 4 本件文書を開示することで生活保護に係る事務に支障があるとの実施機関の主張には理由がない。
- 5 よって、本件処分で不開示とされた部分についても公務員以外の個人名を除いて開示すべきである。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び再弁明書の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 本件文書は、生活保護に関する相談の記録であり、相談者の生活の状況等の個人のプライバシーに関する情報が記録されている。
- 2 本件に係る相談は匿名で行われているが、開示することにより、個人が特定されるおそれがないとは限らない。また、たとえ特定の個人が識別されないとしても、生活保護に関する相談は、一般に生活困窮など他人に知られたくない内容であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがある。このため、条例第 7 条第 1 号に該当する。
- 3 生活保護に関する相談記録は公にすることは予定されておらず、相談記録の内容を開示することになれば、今後生活保護を必要とする人が市に相談することを躊躇し、保護を受けられなくなる事態も考えられる。このため、生活保護事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 4 号に該当する。
- 4 本件文書は、虚偽によるものではない。
- 5 このことから、本件処分に誤りはない。

第六 審査会の判断

- 1 条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市が説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

また、条例第 7 条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること、及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開

示情報が記録されているときに限られることを示している。

条例第7条第1号では、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書きにおいては、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は、不開示情報に該当しないと規定している。

条例第7条第4号では、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

2 本件異議申立てに係る不開示情報該当性の判断

本件文書は、生活保護に関する相談の記録であり、相談者の収入状況等が記録されている。これらの情報は、私生活に関する情報であって、一般に、生活保護の受給を求める相談者は生活が困窮していることからすると、特定の個人を識別することはできないものであっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

なお、異議申立人は、反論書において条例第7条第1号ア、イ又はウに該当し、不開示情報ではない旨を記述しているが、具体的な主張はなく、異議申立人の主張に理由があるとは認められない。

また、生活保護の相談に関する記録は、これを開示することにより、生活困窮等により生活保護を求める者が自らの情報を公にされ、第三者に知られるのではないかとの不安から市に相談することを躊躇し、必要な保護を受けられなくなることが考えられるなど生活保護事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるといえる。

3 これらのことから、生活保護の相談に関する情報は、条例第7条第1号及び第4号に該当し、本件文書を部分開示とした実施機関の判断に誤りはない。よって、「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

平成26年(2014年)3月31日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子